

消費生活相談員
消費生活苦情相談員
決まる

都留市消費生活相談員、消費生活苦情相談員の委嘱式が五月二十三日行われました。市民の皆さん方が日常生活で生じた、衣服・食品等消費者問題に対する苦情、意見及び要望がありましたら、次の相談員にご相談下さい。

谷村地区		小野田	清子	(43)	4	1	7	9
		小俣	秀子	(43)	6	9	4	9
		山口	たけ子	(43)	3	5	9	2
		小石沢	栄子	(43)	3	6	0	3
東桂地区		相川	竹子	(43)	2	4	7	8
		志村	久子	(45)	2	3	3	8
		菊地	程子	(43)	2	8	1	9
		勝俣	松江	(43)	3	2	5	4
		前田	武子	(43)	3	5	2	5
禾生地区		平井	八重子	(43)	5	3	6	1
		樋貝	すみ江	(43)	8	2	4	7
		若井	光代	(45)	0	6	2	4
宝地区		小林	澄子	(43)	7	0	5	4
		高部	和子	(43)	4	0	7	7
		三浦	ちかえ	(43)	6	7	2	0



三吉・開地地区	大津 さちあ	(43)	2	3	9	0
	早野 ひさ子	(43)	1	0	3	8
	安富 照子	(43)	7	5	1	7
盛里地区						
橋本 高子		(48)	2	0	2	7
小侯 友子		(48)	2	4	0	2

誕生月には

現況届を忘れずに！

現況届は、国民年金を受けている方が、引き続き年金を受けられるかどうかを調べる大切な手続きです。この提出を怠ると、年金の支給を止められることがありますからご注意ください。

現況届の用紙は、提出時期

不用犬・猫巡回収集日程表（7月10日）

◎猫は麻袋等へ入れて出して下さい。

地区	収 集 場 所	時 間
禾 生	田 野 倉 駅 入 口	9 : 40 ~ 9 : 45
	旧 禾 生 第 二 小 前	9 : 45 ~ 9 : 50
	禾 生 出 張 所 前	9 : 55 ~ 10 : 00
盛 里	旧 与 繩 小 入 口	10 : 05 ~ 10 : 10
	盛 里 出 張 所 前	10 : 15 ~ 10 : 20
	曾 雄 公 民 館 前	10 : 25 ~ 10 : 30
三 吉	下 戸 沢 清 水 場	10 : 45 ~ 10 : 50
	谷 村 第 二 小 前	10 : 55 ~ 11 : 00
開 地	緑 町 公 民 館 前	11 : 05 ~ 11 : 10
	中 小 野 公 民 館 前	11 : 15 ~ 11 : 20
	細 野 杉 本 商 店 前	11 : 25 ~ 11 : 30
東 桂	十 日 市 場 公 民 館 前	1 : 00 ~ 1 : 05
	東 桂 出 張 所 前	1 : 10 ~ 1 : 15
	境 公 民 館 前	1 : 20 ~ 1 : 25
谷 村	上 町 自 治 会 館 前	1 : 30 ~ 1 : 35
	市 役 所 入 口	1 : 40 ~ 1 : 45
	深 田 水 神 宮 前	1 : 50 ~ 1 : 55
	道 生 堀 バ ス 停 前	2 : 00 ~ 2 : 05
宝	用 津 院 入 口	2 : 10 ~ 2 : 15
	宝 出 張 所 前	2 : 20 ~ 2 : 25
	上 大 幡 公 民 館 前	2 : 30 ~ 2 : 35

のおよそ一カ月前に社会保険庁から送付されますので、必要な事柄をご記入のうえ、市役所市民課で証明を受けて、社会保険庁へ返送して下さい。

「国民年金の加入手続きはきちんとしましょう。」
当市では、国民年金の未加入者に加算の促進をしています。お心当たりの方は早く手続きをすませて下さい。

国民年金は、二十歳から六十歳までの人で、厚生年金など他の公的年金に入っていない人は、すべて加入する年金制度です。

保険料免除の手続きは

お早めに！

国民年金の保険料は、一カ月分六、七四〇円ですが、失業や少収入のために、保険料の納

付がどうしても困難な方は、申し出によっては保険料が免除されることがあります。七月までに手続きをすれば今年の四月分から向こう一年間は有効です。

ただし、老齢年金は、免除を受けた期間だけ三分の一に減らされますので、保険料を納められるようになったら、すぐ追納をして下さい。十年以内の分ならば、旧料金で納められます。